

議案第 27 号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る法律が公布され、消防団員の欠格条項の改正と所定の手続きを整備するためこの案を提出する。

勝山市条例第 14 号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年勝山市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(欠格条項)</p> <p>第 5 条 次の各号の一に該当する者は、団員になることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第 7 条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第 5 条 次の各号の一に該当する者は、団員になることができない。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第 7 条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。